

現場説明書追加事項

東区役所管内道路清掃業務委託

工 種	種 別	説 明 事 項
一般事項	技術者の適正配置	<p>1. 配置期間は、作業着手日から作業検査日までとし、指示を受けた場合は完了日までとする。 なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</p>
	作業時間帯	<p>1. 本委託の作業時間帯は9:00~17:00を基本で考えているが、関係機関との協議により、これにより難しい場合は監督員と協議すること。</p>
一般事項	変更後委託料額の算出	<p>1. 委託料額に変更があった場合の変更後委託料額の算出は、次の式による。</p> $\text{変更後委託料額} = \left(\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初委託料額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}} \right) \times 1.1$ <p>上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>
	委託価格	<p>委託価格の10,000円単位での調整は、「管理費」で行う。</p>
	交通規制	<p>本委託において、極力交通規制が伴わない又は、交通規制の期間が短縮されるように作業について検討し監督員に提出すること。</p>
	その他	<p>1. 作業の実施に当たっては、道路交通法第77条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。</p> <p>2. 現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、作業中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。</p> <p>3. 公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告することとし、変更契約が必要と認められた場合は、契約を変更する。</p> <p>4. 委託期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。</p> <p>5. 各路線毎の作業時間については、監督員と綿密に協議すること。</p>
	納入成果品	<p>各路線毎に着手前 作業中 完了後の写真・・・1部（3ヶ月毎支払時） ただし、監督員が必要と認める場合は各路線毎の写真の追加を指示することがあるのでその場合は協議を行うこと。</p>